

令和7年4月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会 地域医療課
(公印省略)

「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR (FPD) 写真
及び CR 写真の取扱い等について」の一部改正について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について周知依頼がありました。

じん肺法（昭和35年法律第30号）に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」という）においては、エックス線写真を用いることとされています。

エックス線写真に関して、デジタル写真である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR (FPD) 写真」という）及び Computed Radiography による写真（以下「CR 写真」という）については、平成22年6月24日付け基安労発0624第1号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR (FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について」において、その留意事項等を示しているところです。

今般、専門家等による検討により、じん肺健康診断等において、DR (FPD) 写真を用いる場合の各種条件を示した「DR (FPD) 撮像表示条件確認表」及び「じん肺健康診断等のための DR (FPD) 撮像表示条件」において、「GE ヘルスケア・ジャパン」にかかる撮像表示条件について、「GE ヘルスケア・ジャパン③」が追加されました。

これに伴い、じん肺健康診断等に用いるエックス線写真が DR (FPD) 写真である場合の留意事項等が改正されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、管下の関係医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

■ 「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR (FPD) 写真及び
CR 写真の取扱い等について」の一部改正について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2025ken1_9.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です
(半角入力)

<事務局>
大阪府医師会 地域医療課（澤野）
TEL：06-6763-7012